主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

記録によれば、控訴の適否に関する原審の判断には何ら違法の点はないから、上告理由第一点は理由がない。また、原判決が上告人(控訴人)の如何なる主張につき判断を示さなかつたというのか、具体的に主張するところがないから、上告理由第二点も理由がない。

よつて、民訴第四〇一条、九五条、八九条に従い、全裁判官の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官